



おおさか 府
大阪府
ふくし
福祉の
じょうれい

まちづくり条例
が い ど ら い ん
ガイドライン

にほんご ばん
< やさしい日本語版 >

もくじ
目次

1	はじめに	1
2	福祉 ^{ふくし} のまちづくりとは	2
3	福祉 ^{ふくし} のまちづくりを ^{すす} 進めるために ^{ひつよう} 必要なこと	3
4	建物を ^た 建てようとするときに ^{かんが} 考えること	17
5	建物を ^{かんり} 管理するときに ^{かんが} 考えること	25
6	バリアフリー法 ^{ばりあふりーほう} と福祉 ^{ふくし} のまちづくり ^{じょうれい} 条例の ^{てつづ} 手続きが 必要な ^{ひつよう} 施設 ^{しせつ} について	33
7	バリアフリー法 ^{ばりあふりーほう} と福祉 ^{ふくし} のまちづくり ^{じょうれい} 条例を 守らなければいけない ^{まも} 建物の ^{たてもの} 用途と ^{きほ} 規模	34
8	バリアフリー法 ^{ばりあふりーほう} と福祉 ^{ふくし} のまちづくり ^{じょうれい} 条例を 守る ^{まも} 努力が ^{どりよく} 必要な ^{ひつよう} 用途と ^{きほ} 規模	37
9	事前協議 ^{じぜんきょうぎ} が ^{ひつよう} 必要な ^{たてもの} 建物の ^{じょうれい} 用途と ^{きほ} 規模	39
10	建築物 ^{けんちくぶつ} 移動等 ^{いどうとう} 円滑化 ^{えんかつか} 基準 ^{きじゆん}	42
	参考 ^{さんこう} にした資料 ^{しりょう}	46

1 はじめに

平成28年4月に作成し、平成29年12月に一部見直しをした

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（以下「ガイドライン」と

略します。）では、バリアフリー法と大阪府福祉のまちづくり条例が定めた

基準や望ましい配慮について説明しています。

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン〈やさしい日本語版〉は

ガイドラインの序章をわかりやすくしたものですので、一部表現を

変えていたり省略している部分がありますので、ご注意ください。

詳しくはガイドラインをご覧ください。

本書がご家族や職場の人、お友達などと福祉のまちづくりについて

話し合えるきっかけとなれば幸いです。

なお、ガイドラインとは一般的に日本語では「指針」「指標」と

言われています。

2 福祉のまちづくりとは

福祉のまちづくりとは すべての人^{ひと}が 安心して^{あんしん} 自由に^{じゆう} 出^でかけられる
まちづくりのことです。

大阪府^{おおさかふ}では すべての人^{ひと}が 自由に^{じゆう}移動^{いどう}でき 自分^{じぶん}らしく 社会^{しゃかい}に
参加^{さんか}することができる 「福祉のまちづくり」を 進^{すす}めるため
平成^{へいせい}5年^{ねん}4月^{がつ}に 「大阪府^{おおさかふ} 福祉のまちづくり 条例^{じょうれい}（以下「福祉のまちづくり
条例^{じょうれい}」と 略^{りやく}します。）」を 作^{つく}りました。

現在^{げんざい} 国^{くに}が定^{さだ}めた 「高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}等^{とう}の 移動^{いどう}等^{とう}の 円滑化^{えんかつか}の 促進^{そくしん}に
関^{かん}する法律^{ほうりつ}（以下「バリアフリー法^{い か ぼりあふりーほう}」と 略^{りやく}します。）」とともに 安全^{あんぜん}で
使^{つか}いやすい 建物^{たてもの}を 建^たてるときに 守^{まも}らなければいけない基準^{きじゆん}を 作^{つく}り
すべての人^{ひと}が 出^でかけやすい まちづくり 使^{つか}いやすい まちづくりを
進^{すす}めています。

3 福祉のまちづくりを 進めるために 必要なこと

A さまざまな人への 理解

社会には さまざまな人が 生活しています。

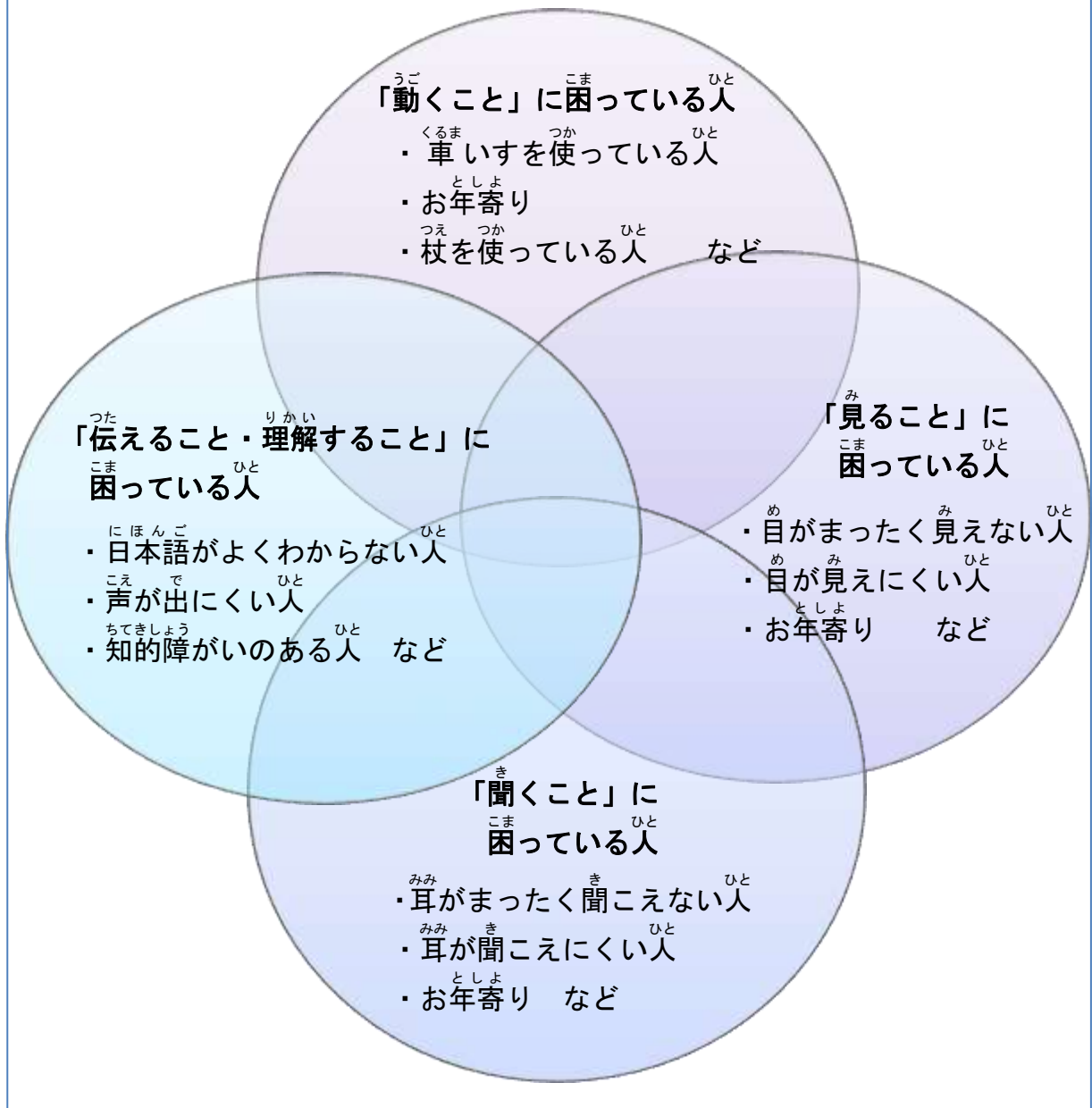
お年寄りや 障がい者だけでなく 妊娠している人や 子どもを連れてくる人
けがをしている人 外国人など 日本語がよくわからない人もいます。

すべての人が 安心して 自由に出かけられるよう 困っていることを 理解し
さまざまな人が 社会に 参加できるよう まちづくりを 進めることが 大切です。



次のページの図は さまざまな 「困っている人」について まとめたものです。

すべての人^{ひと}



B まちづくりや たてもの建物における ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザイン

(イ) ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザインとは

ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザインは はじめから ひとすべての人が つか使いやすいよう まちをまちを でざいんデザインする かんが考え方のことです。

(ロ) ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザインの き7つの決まりごと

ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザインは あめりかじんアメリカ人の ろなるど めいすロナルド・メイスさんが とな唱えたものです。

ゆにばーさるでざいんユニバーサルデザインが ただ正しく りかい理解されるために つぎ次の き7つの決まりごとが しめ示されています。

-
- (1) ひとすべての人が こうへい公平に つか使えること
-
- (2) じゆう自由に つか使えること
-
- (3) つか使い方が かんたん簡単で すぐすぐ わかるわかること
-
- (4) ひつよう必要な じょうほう情報が すぐすぐ わかるわかること
-
- (5) うっかりうっかり まちがえたりまちがえたり きけん危険に つながらないつながらない でざいんデザインであること
-
- (6) すく少ない力でも ちから楽に つか使えること
-
- (7) ちかよ近寄ったり つか使ったりしやすい ばしょ場所の おお大きさにすること
-

(ハ) ユニバーサルデザインを 実現させるために

まちづくりや 建物における ユニバーサルデザインを 実現するためには
 つぎ 次の5つのことが 必要です。

(1) 特別なものとしない

(2) 建物を 使う人の 意見を 聞く

(3) 建物を 使う人の 困っている内容を 理解する

(4) 人の意見を よく聞いて 話し合う

(5) 建物が 完成したあとも より使いやすくするために 見直しをする

(二) ユニバーサルデザインは 建物を つくる過程を 大切に

ユニバーサルデザインでは 建物を建てる時に 建物を使う人や

建物を建てる人など みんなで 考えを 出し合うことが

大切であるとしています。

建物を使う人の 意見や 希望を 十分に 話し合い 建物を建てる前には

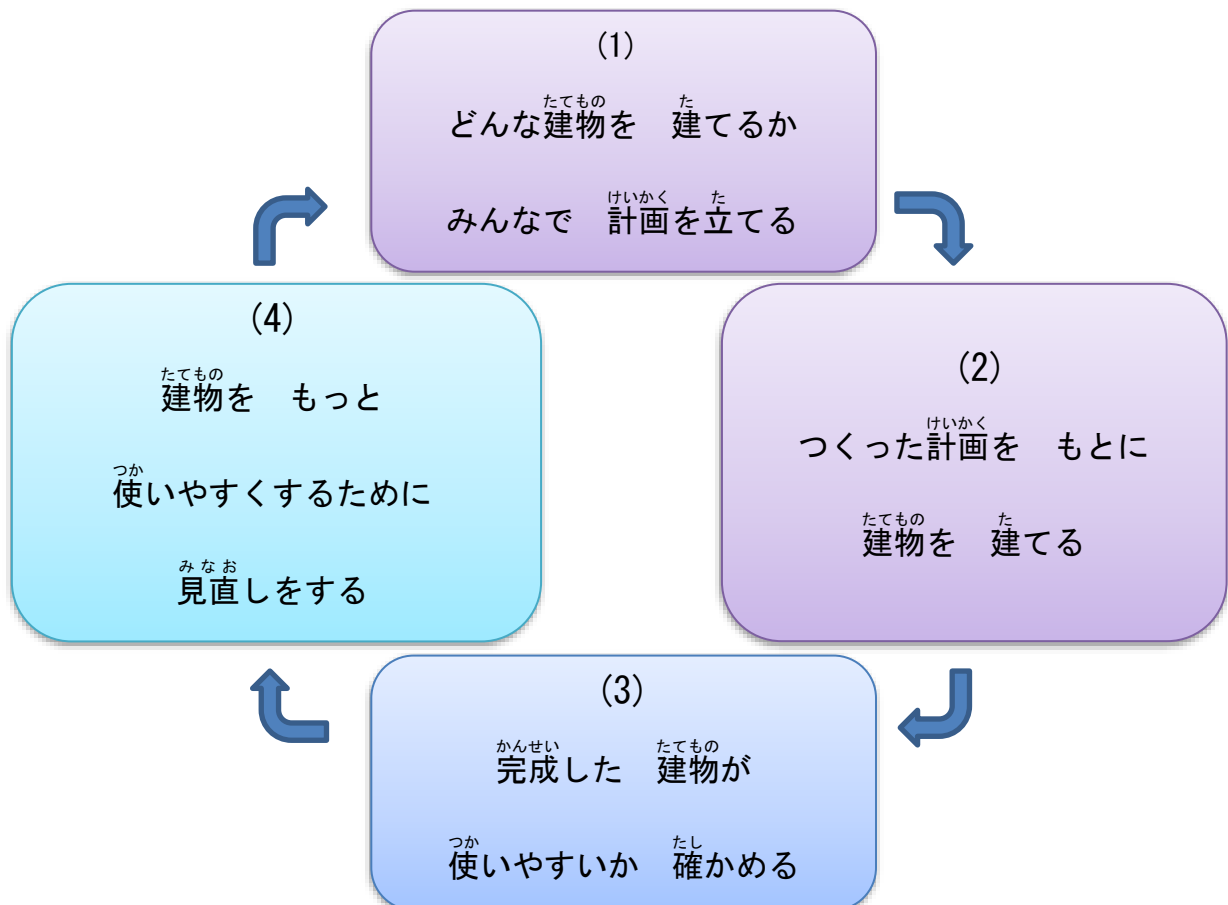
しっかりと 計画しなければなりません。

すべての人が 使いやすい施設とするため 建物が完成した後も よりよい

建物に するため 見直しをすることが 大切です。

この作業を 「スパイラルアップ」といいます。

次の図は スパイラルアップの 順番を 表します。



(ホ) ユニバーサルデザインに 取り組んだ例

写真1から 写真7は ユニバーサルデザインに 取り組んだ事例を

紹介しています。

◆ 写真1は ショッピングモールの

写真です。

廊下の 左側は 吹き抜けに
なっています。

廊下の 右側は お店が 並んでいて

建物を訪れる人が わかりやすい

空間に なっています。

◆ 写真2は トイレの前の 写真です。

男性用トイレ 女性用トイレなどの

マークが 大きく 壁から 突き出す

ように 描かれており 遠くからでも

見つけやすくなります。

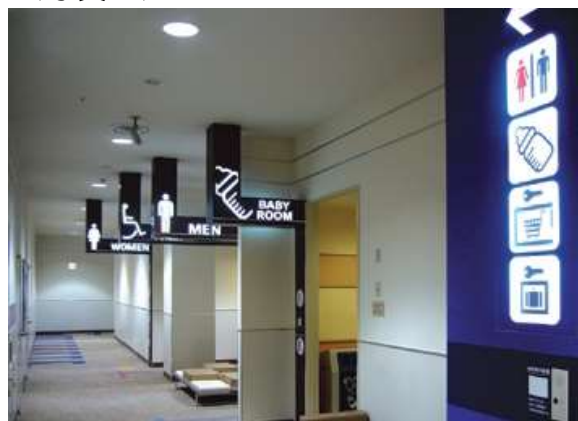
子どもや 外国人など 日本語が

よくわからない人も 使うことができます。

(写真1)



(写真2)



◆^{しゃしん}写真3は ^{と い れ なか}トイレの中の ^{しゃしん}写真です。

^{くるま}車いすを使っている^{ひと}人や ^こ子どもを

^つ連れている人も使えるよう ^{と い れ}トイレの

^{こしつ おお}個室の大きさを ^{すこ}少し ^{ひろ}広くしています。

^{しゃしん}
(写真3)



◆^{しゃしん}写真4は ^{たても}建物の ^{あんないばん}案内板の ^{しゃしん}写真です。

^{たても}建物にある ^{と い れ}トイレや ^{え れ べ ー た ー}エレベーター

などの^{ばしょ}場所を ^{ひょうじ}表示しています。

^{も じ}文字ではなく ^{ま ー く}マークで ^{あらわ}表したり

すると ^{いろ}色の ^{ちが}違いが ^わ分かりにくい

^{ひと}人にも ^{つた}伝えることができます。

^{しゃしん}
(写真4)



◆^{しゃしん}写真5は ^{ちゆうい しめ}注意を示す ^{かんばん}看板の ^{しゃしん}写真です。

^{はいけい}背景の色が ^{くら}暗いと ^{あかい}赤色が ^み見えにくい

^{ばあい}場合が ^あります。 ^{ま ー く}マークを ^{しろいろ}白色で

^{かこ}囲むと ^み見やすくなります。

^{しゃしん}
(写真5)



◆写真6は 駅のホームの 写真です。

電車が到着する 時間や 行き先を

文字で 表示しています。

文字で 表示すると 耳が 不自由な

人にも 伝えることができます。

(写真6)



◆写真7は 電車の中の 写真です。

次に とまる 駅の名前や 電車の

乗り換えの 駅を 文字で

表示しています。

文字で 表示すると 耳が 不自由な

人にも 伝えることができます。

同じ内容を 音声で 案内することで

目の不自由な人にも 伝えることが

できます。

(写真7)



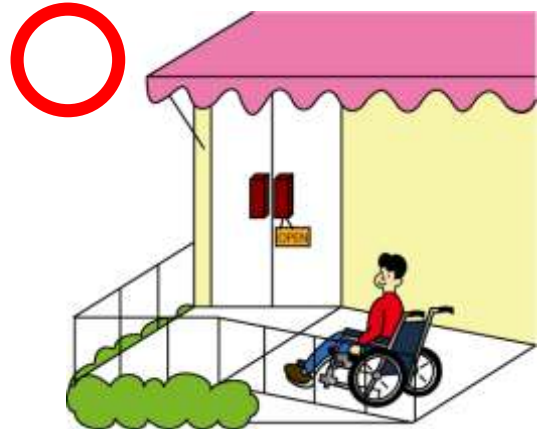
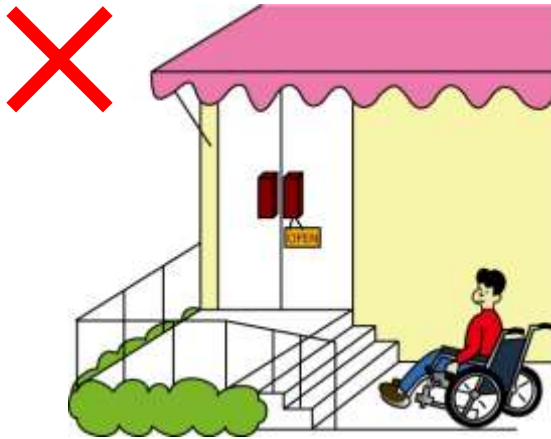
(へ) これからの取り組み

バリアフリー化とは すべての人が 使いやすいよう 建物を 整備することです。

バリアフリー化の例

建物の 前に 段差が あれば 車いすを使っている人は 建物に 入ることが できません。

段差を なくすと 車いすを使っている人も 使えます。



観光客が 訪れる 建物や 災害が 起こったときに 避難する 建物などは

これから さらに バリアフリー化を 進める 必要が あります。

◆観光客が 訪れる 建物の バリアフリー化について

観光客が「大阪に 来てよかった」 「もう一度 来てみたい」と 思えるよう

バリアフリー化を 進めることが 大切です。

◆^{さいがい}災害が ^お起きたときに ^{そな}備える ^{ばりあふりーか}バリアフリー化

^{じしん}地震や ^{こうずい}洪水など ^{おお}大きな ^{さいがい}災害が ^お起こったときに ^{ぼしょ}その場所に ^す住む人は

^{ひなんせいかつ}避難生活を ^ししなければいけない ^{ばあい}場合があります。

また ^{としよ}お年寄りや ^{しょう}障がい者などは ^{じぶん}自分の力だけで ^{ひなん}避難することが

^{むづか}難しいことがあります。

そのため ^{すこ}少しでも ^{ひなん}避難しやすく ^{する}するために ^{まち}まちの ^{ばりあふりーか}バリアフリー化を

^{すす}進める ^{ひつよう}必要が ^ああります。

こころ ぼりあふりーとは こま 困っている人のことを わかりあい ひつよう 必要であれば
 てだす 手助けなどを することです。

そと で 外に 出かけるときには つぎ 次の（イ）・（ロ）に き 気をつけましょう。

（イ）おたがいを わかりあい たいせつ 大切にしましょう

（１）お年寄りや しょう 障がい者 しゃ にんしん 妊娠を している人や

けがを している人など まわりには さまざまな人がいます。

おたがいの ちがいを わかりあい おたがいを たいせつ 大切にしましょう。

（２）あなたの まわりで こま 困っている人がいたら

「何かお手伝いしましょうか？」と こえ 声を かけてみてください。

あなたの ちょっとした てだす 手助けが こま 困っている人の やく た 役に立ちます。

～ヘルプマーク～

ヘルプマークは、手助けを必要な

人たちがまわりの人に手助けを

必要としていることを知らせる

ためのマークです。

このマークを見かけたら

電車のなかで席をゆずる

困っていたら声をかけるなど

手助けをお願いします。



(ロ) みんなが ^{きも}気持ちよく ^{つか}使えるようにしましょう

(1) ^{たてもの}建物に近^{ちか}いからという ^{りゆう}理由だけで ^{くるま}車いすを使^{つか}っている人用の ^{ひとよう}

^{ちゆうしゃじょう}駐^{つか}車場を使^{つか}っていませんか？

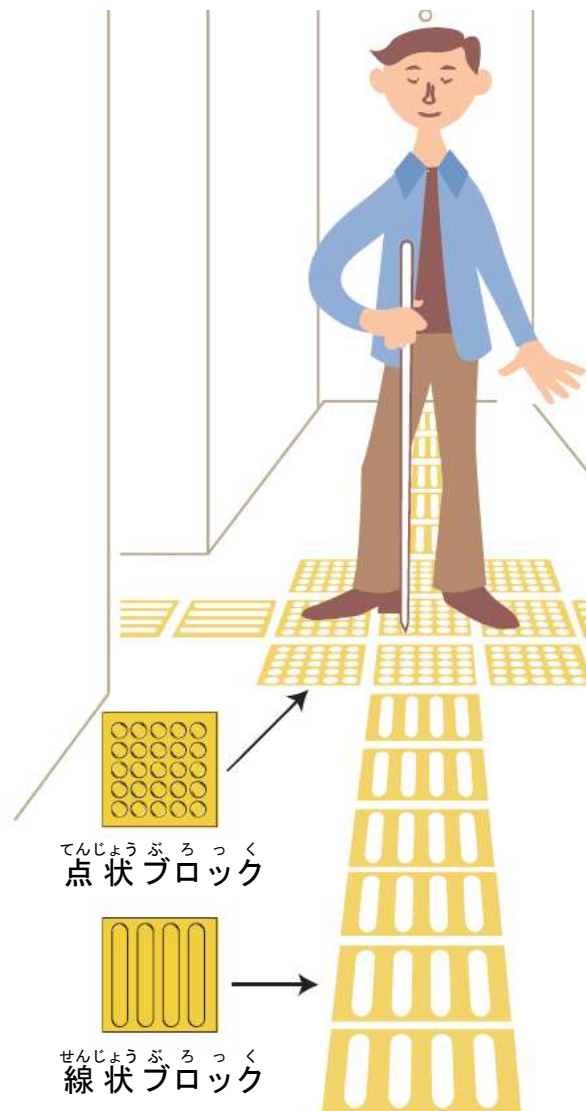
(2) ^{くるま}車いすを使^{つか}っている人用の ^{ひとよう} トイレを ^とい^れれを ^{ひつよう}必要がないのに ^{つか}使^{つか}っていませんか？

(3) ^め目の ^{ふじゆう}不自由な人は ^{ひと}誘導用ブロックがあれば ^{そと}外に ^で出^でかけやすくなります。

^{ゆうどうようぶろっく}誘導用ブロックの ^{うえ}上^もに ^{もの}物^おを置^おいたり ^た立^どち止^どまったりしていませんか？

^{ゆうどうようぶろっく}誘導用ブロックは ^め目の不自由な人が ^{そと}外^{ある}を歩^{ある}くときの ^{かずすく}数^{たいせつ}少ない ^{たいせつ}大切な

^{みち}道^いしるべです。



D

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

この 法律は 障がい者 理由とする 差別を なくす ことで すべての 人が
暮らしやすい 共に 生きる 社会を つくることを 目指して います。

障がいを 理由として 正しい 理由もなく サービスを しないことや

障がいに 合わせた 必要な 工夫を しないことは 差別になります。

例えば 障がい者が お店に 入ろうとしたときに 車いすに 乗っていることを

理由に 断っては いけません。

目が 不自由であると 告げられたら 書類を 読まずに 渡しては いけません。

「障害者差別解消法」に 基づき すべての人が 安心して 自由に

で 出かけられる「福祉の まちづくり」を 進めていきます。

4 たてもの 建物を た 建てようとするときに かんが 考えること

A たてもの 建物を つか 使う人のことを かんが 考える

たてもの 建物を た 建てようとするときは たてもの 建物を つか 使う人の数や たてもの 建物を

1 かげつ 1ヶ月や 1 ねん 1年の間に なんかい 何回くらいつか 使うかを かんが 考えます。

また よい 建物を た 建てるためには たてもの 建物を つか 使う人の かんが 考えを き 聞くことが

たいせつ 大切です。

B たてもの 建物を つか 使う人のことを かんが 考えた 例

(イ) くるま 車いすをつか 使っている人が とお 通ることのできる つうろ 通路のひろ さの 例

みぎ 右の絵は くるま 車いすをつか 使っている人が でいりぐち 出入口を

とお 通るところを うえ 上から み 見た 絵です。

でいりぐち 出入口の幅が 80 せんちメートルより ひろ 広いと

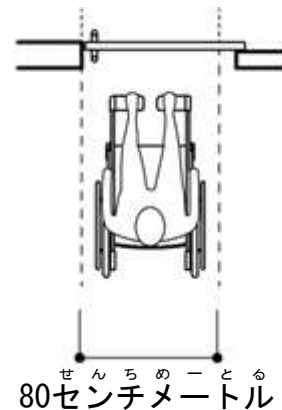
くるま 車いすをつか 使っている人は でいりぐち 出入口を とお 通ることが

できます。

90 せんちメートルだと くるま 車いすを

つか 使っている人は もっと でいりぐち 出入口を らく 楽に

とお 通りやすくなります。



(ロ) ^{まつばづえ}松葉杖^{つか}を使^{つか}っている人^{ひと}が ^{とお}通^{とお}ることのできる ^{つうろ}通路^{ひろ}の^{れい}広^{れい}さの ^{れい}例

^{みぎ}右^えの^え絵^えは ^{つえ}杖^{つか}を ^{つか}使^{つか}っている人^{ひと}を ^{まえ}前^みから ^み見^みた

^え絵^えです。

^{つうろ}通路^{はば}の^{はば}幅^{はば}が ^{せんちめーとる}120センチメートル^{ひろ}より ^{ひろ}広^{ひろ}いと

^{つえ}杖^{つか}を ^{つか}使^{つか}っている人^{ひと}は ^{つうろ}通路^{とお}を ^{とお}通^{とお}りやす^{やす}くなります。



^{せんちめーとる}120センチメートル

(ハ) ^{はくじょう}白杖^{つか}を使^{つか}っている人^{ひと}が ^{とお}通^{とお}ることのできる ^{つうろ}通路^{ひろ}の^{れい}広^{れい}さの ^{れい}例

^{みぎ}右^えの^え絵^えは ^め目^めの不^ふ自由^{じゆう}な人^{ひと}が ^{はくじょう}白杖^{はくじょう}を

^{つか}使^{つか}っているところ^{ところ}を ^{まえ}前^みから ^み見^みた ^え絵^えです。

^{つうろ}通路^{はば}の^{はば}幅^{はば}が ^{せんちめーとる}120センチメートル^{ひろ}より ^{ひろ}広^{ひろ}いと

^{はくじょう}白杖^{つか}を ^{つか}使^{つか}っている人^{ひと}は ^{つうろ}通路^{とお}を ^{とお}通^{とお}りやす^{やす}くなります。



^{せんちめーとる}120センチメートル

^{はくじょう}白杖^{はくじょう}とは ^め目^めの不^ふ自由^{じゆう}な人^{ひと}が ^{みち}道^{ある}を ^{ある}歩^{ある}くときに

^{みち}道^{ようす}の様子^{きけん}や ^し危^し険^{けん}を ^し知^しるための ^{たいせつ}大^{たい}切^{せつ}な ^{どうぐ}道^{どうぐ}具^ぐです。

(二) 盲導犬と歩いている人が通ることのできる通路の広さの例

右の絵は 目の不自由な人が 盲導犬と

歩いているところを 前から 見た絵です。



通路の幅が 90センチメートルより 広いと

90センチメートル

盲導犬と 歩いている人は 通路を

通りやすくなります。

(ホ) 色の違いが分かりにくい人のことを考えた例

案内板を 設けるときに 注意すること

・表示は 大きい文字や 絵を 使います。

・現在地が はっきりと 分かるように 背景を 白で囲みます。

・電光掲示板の 赤い文字が 見えにくい人が いるので 暗く見える

赤色は 使わないようにします。

(へ) ^{みみ} ^{ふじゆう} ^{ひと} ^{かんが} ^{まどぐち} ^{れい}
 耳が不自由な人のことを考えた 窓口の 例

^{みぎ} ^え ^{ぎんこう} ^{まどぐち}
 右の絵は 銀行などの 窓口の

^え
 絵です。

(1) ^{みせ} ^き ^{ひと} ^{ばんごうふだ}
 お店に 来た人は 番号札を

^と
 取ります。

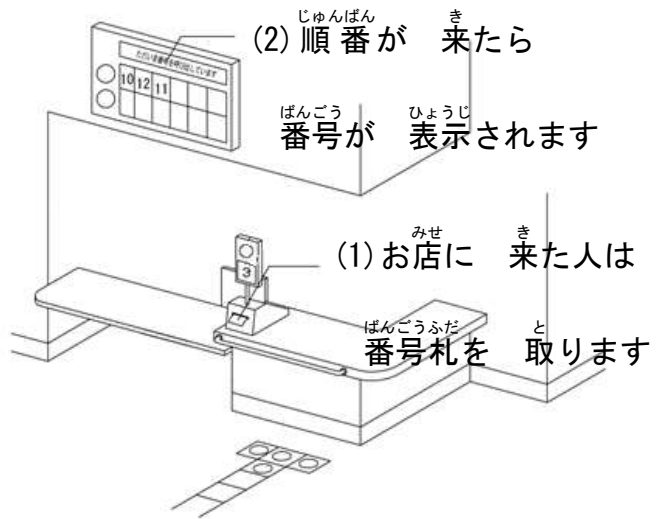
(2) ^{じゅんばん} ^き ^{まどぐち} ^{うえ}
 順番が 来たら 窓口の 上に

^{ばんごう} ^{ひょうじ}
 番号が 表示されます。

^{みみ} ^{ふじゆう} ^{ひと} ^{もじ} ^{ひょうじ} ^{ばんごう}
 耳が 不自由な人は 文字で 表示 されるので 順番が わかります。

また ^{おな} ^{ないよう} ^{おんせい} ^{あんない} ^め ^{ふじゆう} ^{ひと}
 同じ内容を 音声で 案内することで 目の不自由な人にも

^{あんない}
 案内することができます。



(ト) 伝えること 理解することに 困っている人のことを 考えた 例

次の絵は コミュニケーションボードの 絵です。

お店などには コミュニケーションボードを 置いておきましょう。

伝えること 理解することに 困っている人は

コミュニケーションボードを 指差して 自分の 気持ちや

してほしいことを 伝えます。



(チ) さまざまな人のことを 考えた トイレの 例

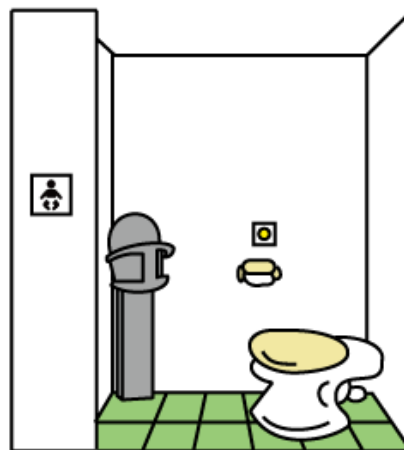
建物を 建てようとするときは 建物を 使う人に 応じた 工夫をする必要が
 あります。建物を お年寄りが 使うのか 子どもが 使うのか 体の
 不自由な人が 使うのかで 必要な設備は ちがってきます。
 ここでは 工夫した トイレの例を 紹介します。

トイレの 機能を 分けましょう

- ◆ 車いすを 使っている人用の トイレの中に 赤ちゃんを 座らせる 椅子が
 あると 車いすを 使っている人と 赤ちゃんを 連れた お母さんの 両方が
 そのトイレを 使うと 混むので 使いにくくなります。



- ◆ 車いすを 使っている人用の トイレと 赤ちゃんを 座らせる 椅子がある
 トイレを 別々に 作ると 混まなくなります。



C たてもの 建物を つか 使う人のことを さらに かんが 考える

おおさかふ 大阪府では としよ 年寄りや しょう しょう 障がい者などが つか 建物を た 建てるときには
 ばりあふりーほう バリアフリー法と ふくし 福祉のまちづくり じょうれい 条例を まも 守らなければなりません。

ばりあふりーほう バリアフリー法や ふくし 福祉のまちづくり じょうれい 条例で き 決まっていなくても
 すべての人が たてもの 建物を じゆう 自由に あんしん 安心して つか 使えるような くふう 工夫は すす 進んで
 するように しましょう。

【例】

たてもの 建物の でいりぐち 出入口に だんさ 段差がないと くるま 車いすを つか 使っている人でも

ある 歩いてきた人と おな 同い道を とお 通って はい 入ることができます。

たてもの 建物の でいりぐち 出入口に だんさ 段差があると、くるま 車いすを つか 使っている人は すろーぷ を

つか 使わなければなりません。すろーぷ は でいりぐち 出入口から とお 遠いところにあると

とおまわ 遠回りになってしまいます。

D ^{いっ}体となつて ^{ばりあふりーか}バリアフリー化を ^{すす}進めましょう

^{たてもの}建物の ^{なか}中の ^{だんさ}段差をなくしても ^{たてもの}建物に行く ^{みち}道に ^{かいだん}階段など ^{だんさ}段差があれば ^{くるま}車いすを使っている人などは ^{たてもの}その建物に ^い行くことは ^{できません}できません。

^{たてもの}建物の中だけではなく ^{まわりの}周りの ^{みち}道や ^{たてもの}建物と ^{いっ}体となつて ^{ばりあふりーか}バリアフリー化を ^{すす}進めることが ^{たいせつ}大切です。

^{つぎ}次の図は、^{まわりの}周りの道や ^{たてもの}建物と ^{いっ}体となつて ^{ばりあふりーか}バリアフリー化された街を ^{いめーじ}イメージした ^ず図です。

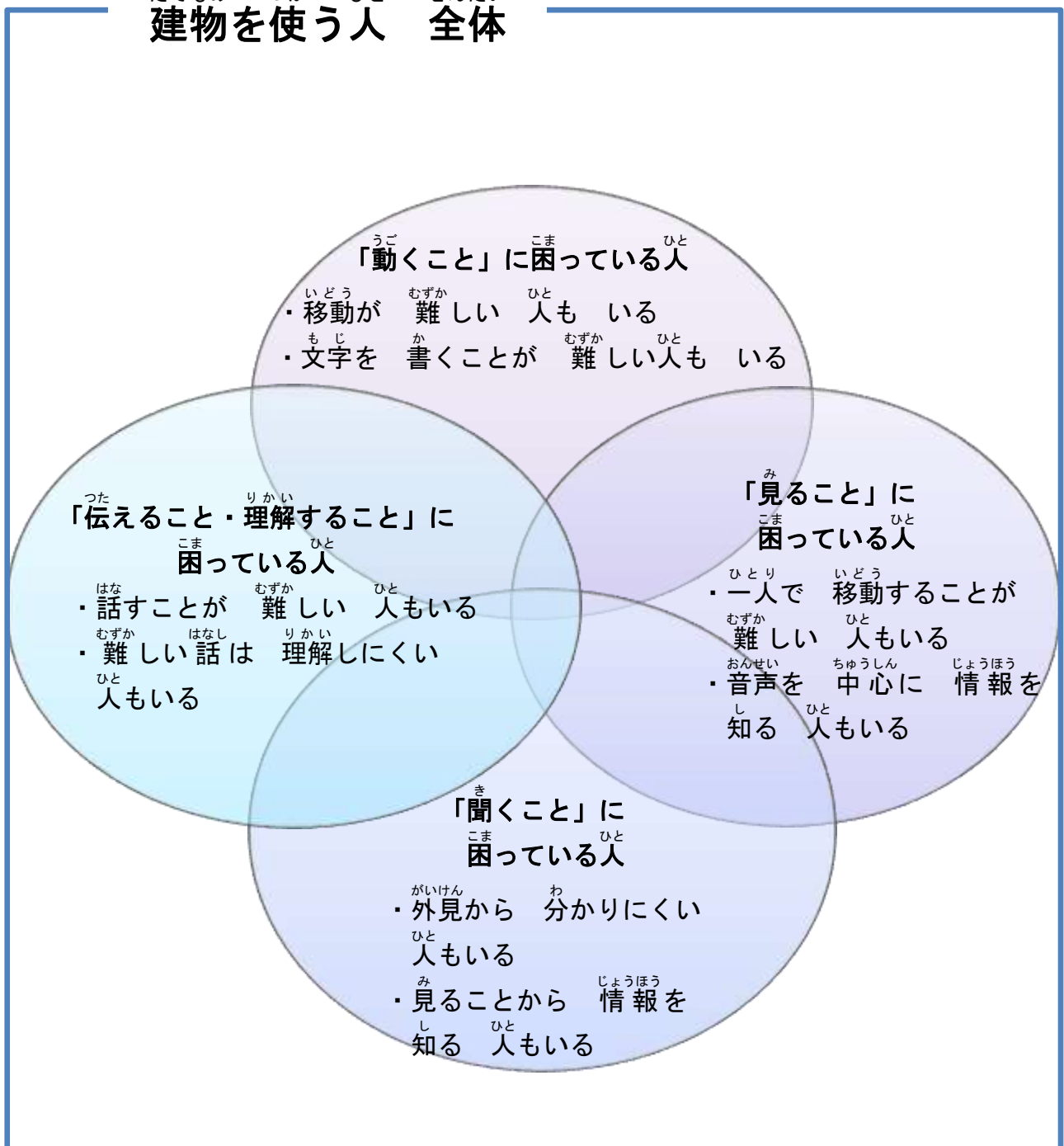


5 たてもの 建物を かんり 管理するときに かんが 考えること

A たてもの 建物を つか 使う人が どんなことに こま 困っているか

つぎの 図は 4 ページの 「こま 困っている人」が どんなことに こま 困っているかをまとめたものです。

たてもの つか 使う人 ぜんたい 全体



B 困^{こま}っている人^{ひと}に 対^{たい}する 対^{たい}応^{おう}について

「困^{こま}っている人^{ひと}」に 対^{たい}して どのよう^{よう}に お手^て伝^でいを すれば よいかを
まとめました。

◆ 「動^{うご}くこと」に 困^{こま}っている人^{ひと}に 対^{たい}して

・ 立^たって 話^{はなし}をすると 車^{くるま}いすの人^{ひと}は 見^み下^おろされているように 感^{かん}じます。

しゃがんで 車^{くるま}いすの人^{ひと}の 目^めの高^{たか}さを 合^あわせませす。

・ 車^{くるま}いすを 押^おすなど お手^て伝^でいをするときは 「お手^て伝^でいしましょうか？」と
声^{こえ}をかけてから お手^て伝^でいを します。

・ 自^じ分^{ぶん}で 字^じを 書^かくことが 難^{むずか}しい人^{ひと}には どん^どなことを 書^かいてほしいのか
確^{たし}かめて 代^かわりに 書^かきます。

名^な前^{まえ}を 書^かく部^ぶ分^{ぶん}の 周^{まわ}りに 枠^{わく}が あると 名^な前^{まえ}を 書^かきやすい 人^{ひと}もいます。

◆ 「見^みること」に 困^{こま}っている人^{ひと}に 対^{たい}して

・ 目^めの不^ふ自^じ由^{ゆう}な人^{ひと}に こち^こち^ちらから 声^{こえ}をかけます。

(目^めの不^ふ自^じ由^{ゆう}な人^{ひと}は 周^{まわ}りの よう^{よう}すが わか^わら^らないた^ため 声^{こえ}を

かけ^かて^ても^もら^らな^ないと 会^{かい}話^わが 始^はじ^じめ^めら^られ^れないこ^ことが あり^あります。)

・ 「こち^こち^ちら」「あち^あち^ちら」「こ^これ」「そ^それ」とい^いう 言^{こと}ば^ばは 使^{つか}わ^わないよ^ように^にし^します。

「30^{せん}セ^んチ^ちメ^ートル^{とる}右^{みぎ}」など くわ^くしく 説^せつ^めい^いし^ます。

- ・後ろから 声を かける人が います。 後ろから 声を かけられた人は 驚きます。前から 声をかけるように しましょう。

- ・大きく コピーを した資料や パンフレットも 用意します。

- ・色の違いが 分かりにくい人が います。パンフレットなどは 使う色を 工夫します。

◆「聞くこと」に 困っている人に 対して

- ・コミュニケーションの 方法を 確かめます。

手話が良いか 紙に字を 書いて 会話したいか など 希望を 聞いて 対応を します。

- ・「聞くこと」に 困っている人が 聞き取りにくいときは 確かめます。

聞き取れないときは 聞き返したり 紙などに 書いてもらい 確かめます。

◆「伝えること・理解すること」に 困っている人に 対して

- ・短い文章で 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。

- ・具体的に 分かりやすく 説明をします。

- ・子ども 扱いを しません。

- ・穏やかな 口調で 声をかけます。

◆「その他のこと」で ^{こま}困っている人に ^{たい}対して

- ・ ^{つか}疲れやすい人に ^{たい}対しては ^{つか}疲れのないような ^{おうたい}応対を ^{こころ}心がけます。
- ・ ^{ないぞう}内臓に ^{しょう}障がいなどが ^{ひと}ある人は ^{つか}疲れが ^{たまり}たまり ^{しゅうちゅう}集中が ^{できない}できないなど
- ・ ^{がいけん}外見からは ^わ分かりにくい ^{ふべん}不便さがあることを ^{りかい}理解し ^{おうたい}応対します。
- ・ ^すたばこを ^{ところ}吸える所と ^すたばこを ^{ところ}吸えない所を ^わ分けるようにします。

C 事業をする人へのお願い

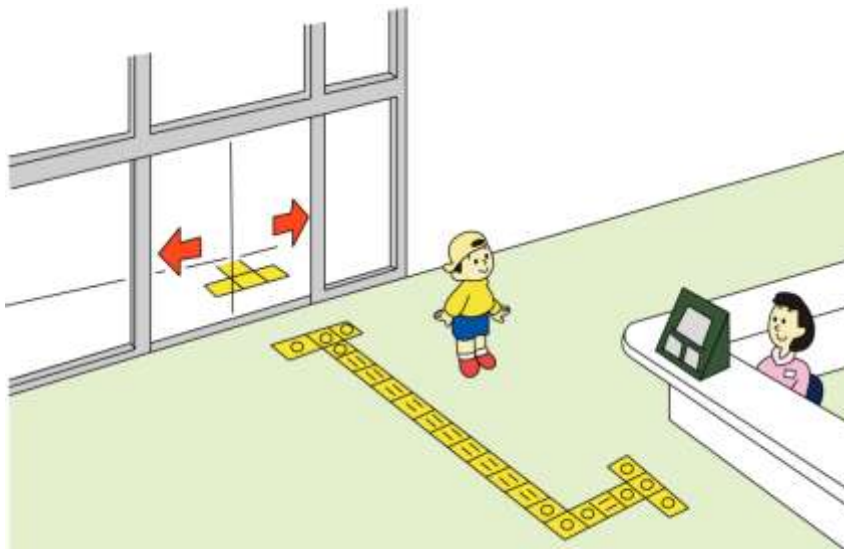
事業をする人は すべての人が 建物を 自由に 安心して使えるように 努力をしなければ いけません。

事業をする人は 「困っている人」に 対して どのように お手伝いを すればよいかを 学ぶことは すべての人が 自由に 安心して 使える 建物となるために とても 大切なことです。

また 建物の バリアフリー化が できていない ところが あっても 職員がお手伝いをすることで 建物を 使えるようになり ます。

◆案内所の 職員の 対応例

- ・手話が できるようにする。
- ・音声による 案内だけでなく わかりやすいハンドブックを 配る。
- ・ゆっくりと 大きな 声で 話すように 心がける。



◆ 車いすを使っている人が電車に乗る際の事例

駅では 車いすを使っている人が電車に乗るときは 電車とホームの間のすきまをうめる板を用意し 駅員が 乗り降りのお手伝いをしています。

駅員が お手伝いすることで すばやく 乗り降りをする ことができます。



D 職員が お手伝いの方法を学ぶために

職員が お手伝いの方法を学ぶ 研修は 1回だけで

終わりにするのではなく 何回も しましょう。

学ぶ 内容は 建物を 使う人の 声を 聞くなどして よいものにしていきましょう。

たてもの 建物を た 建てた あと 後も すべての人が つか 使いやすいように しておかなければ
いけません。

たてもの 建物を おとす 訪れた人が かいてき 快適に す 過ごせるように しておきましょう。

◆よい 例

うけつけ 受付には き 聴こえない人が つた 伝えたいことを かみ 紙に か 書けるように かみ 紙と
ぺん ペンを じゅんび 準備している。

つうろ 通路には もの 物を お 置かず とお 通りやすくしている。

しなもの 品物を お 置く たな たか 棚の高さは くるま 車いすをつか 使っている人も つか 使える たか 高さとしている。

いりぐち 入口の ドアに 「みみまーく 耳マーク」を貼り、「みみ 耳が ふじゆう 不自由な きやくさま
お客様と
こみゆにけーしょん コミュニケーションが できる」ことが お店に みせ 入る前に はい 見える
ように
している。

たいせつ 大切な お知らせを こえ 声だけで し 知らせると みみ 耳の不自由な人は ひと 聴こえません。

みみ 耳の不自由な人のために たいせつ 大切な し 知らせを もじ 文字で ひょうじ 表示します。

◆よくない 例

- ・目の 不自由な人が 使う 誘導用ブロックの 上に 足拭きマットなどを 置く。
- ・車いすを 使っている人に 対して 車いすに 乗ったまま 建物に入れないと 言って 建物を使うことを 断る。

E

バリアフリーの 情報

建物を 使う人が あらかじめ 建物の エレベーターや 車いすを 使っている 人用の トイレなどの バリアフリーの 情報について 入手することが できるよう 建物の バリアフリーの 情報を ホームページなどで 公表していくことが 大切です。

◆公表する 内容の 例

- ・エレベーターが あるか どうか
- ・車いすを 使っている 人用の トイレが あるか どうか
- ・車いすを 使っている 人用の 駐車場が あるか どうか

6 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の手続きが必要な施設について

バリアフリー法では高齢者障がい者が建物を自由に安心して使えるよう

建物・旅客施設・道路・路外駐車場・公園について整備することを推進しています。

このガイドラインでは建物について解説しています。

A 手続きが必要となる施設と手続きの内容について

バリアフリー法と福祉のまちづくり条例は新たに建物を建てるときや増築

などをするときには建物の用途と規模によって

(イ)定められた整備基準を守らなければならない施設

(ロ)定められた整備基準を守る努力が必要な施設

のどちらかに当てはまる場合があります。

(イ)定められた整備基準を守らなければならない施設について

整備基準を守らなければならない建物の用途や規模は福祉のまちづくり

条例第12条で定められています。

詳しくは34ページをご覧ください。

(ロ)整備基準を守る努力が必要な施設について

(イ)に該当しない建物で多くの人々が利用する建物は整備基準を

守る努力が必要です。

詳しくは37ページをご覧ください。

7 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例を 守らなければならない建物の用途と規模

次の表に示す用途と規模の建物を建てようとするときは

バリアフリー法と福祉のまちづくり条例を守らなければならない。

用途	規模
<p>がっこう 学校</p>	
<p>びょういん また しんりょうじょ 病院 又は 診療所</p>	
<p>しゅうかいじょう いち しゅうかいしつ ゆかめんせき 集会場（一の 集会室の 床面積が 200平方 メートル以上のものに 限る。）又は 公会堂</p>	
<p>はくぶつかん びじゆつかん また としょかん 博物館、美術館 又は 図書館</p>	<p>すべて</p>
<p>ほけんじょ ぜいむじょ た ふとくてい かつ たすう もの 保健所、税務署 その他 不特定 かつ 多数の者が 利用する 官公署</p>	<p>（令 第18条 第1項 各号に 掲げる経路（階と</p>
<p>ろうじん ほ - む ほいくじょ ふくしほ - む その他 これらに 類するもの</p>	<p>階との間の 上下の 移動に 係る 部分に 限る。）に</p>
<p>ろうじんふくし センター - じどうこうせいしせつ しんたいしょうがいしゃふくし 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センター その他 これらに 類するもの</p>	<p>についての 同項の 規定の 適用については、床面積の 合計 500平方メートル）</p>
<p>こうしゅうべんじょ 公衆便所</p>	
<p>しゃりょう ていしゃじょう また せんぱく も こうくうき 車両の 停車場 又は 船舶 若しくは 航空機の 発着場を 構成する 建築物で 旅客の乗降 又は 待合いの用に 供するもの</p>	
<p>ひやつかてん ま - けつ と た ぶつびんはんばいぎょう いとな 百貨店、マーケット その他の 物品販売業を 営む 店舗</p>	<p>ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計</p>
<p>いんしょくてん 飲食店</p>	<p>へいほう め - と りいじょう 200平方メートル以上</p>
<p>りはつてん くりーにんぐ ぐとりつぎてん しちや かいししょうや ぎんこう 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他 これらに 類する サービス業を 営む 店舗</p>	<p>（令 第18条 第1項 各号に 掲げる経路（階と</p>
<p>じどうしゃしゅうりこうじょう ふとくてい かつ たすう 自動車修理工場（不特定 かつ 多数のものが 利用するものに 限る。）</p>	<p>階との間の 上下の 移動に 係る 部分に 限る。）に についての 同項の 規定の 適用については、床面積の 合計 500平方メートル）</p>

用途	規模
げきじょう かんらんじょう えいがかん また えんげいじょう 劇場、観覧場、映画館 又は 演芸場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
てんじじょう 展示場	500平方メートル以上
じどうしゃ ていりゆう また ちゆうしゃ のための しせつ 自動車の 停留 又は 駐車 のための 施設 (一般公共の 用に 供される ものに 限る。)	500平方メートル以上
ほてる また りよかん ホテル 又は 旅館	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
たいいくかん すいえいじょう ぼーりんぐじょう その他 これらに 体育館、水泳場、ボーリング場 その他 これらに 類する 運動施設 又は 遊技場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
こうしゅうよくじょう 公衆浴場	1,000平方メートル以上
じどうしゃきょうしゅうじょ また がくしゅうじゅく かどうきょうしつ 自動車教習所 又は 学習塾、華道教室、 囲碁教室 その他 これらに 類するもの	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
きょうどうじゅうたく (※) 共同住宅 (※)	2,000平方メートル以上 又は 住戸の数 20以上
きしゅくしゃ 寄宿舎	2,000平方メートル以上 又は 住戸の数 50以上

ちゅうい
注意

この表に 掲げる 特別特定建築物には 仮設建築物を 含まない。

「公共用歩廊」は 特別特定建築物のため 2,000平方メートル以上で 基準を

守らなければ ならない。

※2,000平方メートル未満 かつ 住戸の 数 20戸から49戸に おいては

地上階に ある 出入口（地上階に 住戸がなく 当該 建築物に エレベーターが

設置されている 場合は 地上階に ある 当該 エレベーターの 出入口）までの

バリアフリー化のみ 求める。

8 バリアフリー法と福祉のまちづくり 条例 を守る 努力が 必要な建物の用途と規模

次の表に示す用途と規模の建物を建てようとするときは

バリアフリー法と福祉のまちづくり 条例を 守るよう 努力しなければなりません。

用途	規模
集会場（床面積が 200平方メートル以上の 集会室があるものを除く）	すべて
事務所	
卸売市場	
下宿	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他 これらに類するもの	
工場（自動車修理工場を 除く）	床面積の 合計 200平方メートル未満
百貨店、マーケット、その他の 物品販売業を 営む 店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他 これらに類する サービス業を 営む 店舗	
自動車修理工場（不特定 かつ 多数の者が 利用する ものに 限る）	

用途	規模
げきじょう かんらんじょう えいがかん また えんげいじょう 劇場、観覧場、映画館 又は 演芸場	
てんじじょう 展示場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
じどうしゃ ていりゅうじょう また ちゅうしゃ しせつ 自動車の 停留場 又は 駐車のための施設 いっばんこうきょう よう きょう かぎ (一般公共の用に 供されるものに 限る。)	へいほうめ ー と る みまん 500平方メートル未満
ホテル また りよかん 又は 旅館	
たいいくかん すいえいじょう ぼーりんぐじょう その他 これらに るい うんどうしせつ また ゆうぎじょう 類する 運動施設 又は 遊技場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
こうしゅうよくじょう 公衆浴場	へいほうめ ー と る みまん 1,000平方メートル未満
じどうしゃきょうしゅうしょ また がくしゅうじゅく かどうきょうしつ い ぎきょうしつ 自動車教習所 又は 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他 これらに 類するもの	
きょうどうじゅうたく 共同住宅	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計 へいほうめ ー と る みまん 2,000平方メートル未満 かつ じゅうこ かず みまん 住戸の数 20未満
きしゅくしゃ 寄宿舎	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計 にせんへいほうめ ー と る みまん 2,000平方メートル未満 かつ じゅうこ かず みまん 住戸の数 50未満
こうきょうようほろう 公共用歩廊	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計 へいほうめ ー と る みまん 2,000平方メートル未満

9 事前協議が必要な建物の用途と規模

次の表に示す用途と規模の建物を建てようとするときは建物を建てる前に大阪府や市町村と話し合いをする必要があります。この話し合いを事前協議といます。すべての人が円滑に建物を利用できるようご協力をお願いします。

規模	用途	協議先
集会場（床面積が200平方メートル以上の集会室があるものを除く）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア（※1）	床面積の合計 100～200平方メートル	
事務所	床面積の合計 500平方メートル以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000平方メートル以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50～200平方メートル	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000平方メートル以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300平方メートル以上	

よう と 用途	き ほ 規模	き よ う ぎ さ き 協 議 先
しょうぼうほうだい じょう だい こう きてい 消防法第8条の2 第1項に 規定する ちかがい 地下街		
どうろほう だい じょう だい こう きてい どうろ 道路法 第2条 第1項に 規定する 道路 (※2・※5)		
としけいかくほう だい じょう だい こう きてい 都市計画法 第4条 第12項に 規定する かいほうこうい せっち こうえん 開発行為により 設置される 公園 (※3)		
ゆうえんち どうぶつえん また しょくぶつえん 遊園地、動物園 又は 植物園 (※4)	すべて	おおさかふ 大阪府
こうわんほう だい じょう だい ご だい こう 港湾法 第2条 第5項 第9号の3に きてい こうわんかんきょうせいびしせつ りょくち 規定する 港湾環境整備施設である 緑地		
かいがんほう だい じょう だい こう きてい 海岸法 第2条 第1項に 規定する かいがんほぜんしせつ ごがん すなはま た 海岸保全施設のうち、護岸、砂浜 その他 こうしゅう りよう せいび 公衆の 利用のため 整備されるもの		

(※) 1 主として 飲食料品 その他 最寄り品の 販売業を 営む店舗のうち

床面積の合計が 30平方メートル以上 250平方メートル未満で

一日当たりの 営業時間が 14時間以上のものをいう。

2 専ら 自動車の 交通の 用に 供するもの 法第2条 第九号に

規定する 特定道路 及び 都市計画法 第32条 第1項 又は 第2項の

規定による 協議において 高齢者 障害者等が 安全 かつ

容易に 利用できるかどうかの 確認が 行われるものと 知事が

みと
認めるものを 除く。

3 都市計画法 第33条 第1項 第二号に 掲げる 基準に 従って

設置されるもの^{かぎ}に限り 同法 第32条 第1項 また 第2項の

規定による 協議^{きょうぎ}において 高齢者^{こうれいしゃ} 障害者等^{しょうがいしゃとう}が 安全かつ 容易に

利用できるかどうかの 確認^{かくにん}が 行われるものと 知事^{ちじ}が 認めるものを

のぞ
除く。

4 都市公園法 第2条 第1項に 規定する 都市公園に 設けられる

公園施設^{こうえんしせつ}であるものを 除く。

5 次の市町は 「歩道」に関する 事前協議^{じぜんきょうぎ}を 省略^{しょうりやく}する。

おおさかし さかいし とよなかし たかつきし すいたし せつつし ひらかたし ねやがわし
大阪市・堺市・豊中市・高槻市・吹田市・摂津市・枚方市・寝屋川市・

もりぐちし かどまし ひがしおおさかし やおし
守口市・門真市・東大阪市・八尾市

かしわらし まつばらし はびきのし ふじいでらし とんだばやしし いずみし たかいしし かいづかし
柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・和泉市・高石市・貝塚市・

いずみさのし せんなんし はんなんし
泉佐野市・泉南市・阪南市

のせちよう とよのちよう くまとりちよう たじりちよう みさきちよう
能勢町・豊能町・熊取町・田尻町・岬町

10 建築物 移動等 円滑化 基準

A 建築物 移動等 円滑化 基準が 適用される 範囲

不特定 かつ 多数の人が 利用し 又は 主として 高齢者 障がい者等が
利用する 部分は 整備しなければ なりません。

ただし 多数の人が 利用する 建物においては 多数の人が 利用する 部分を
整備してください。

B 建築物 移動等 円滑化 基準の 種類

建築物 移動等 円滑化 基準には 次の 3種類が あります。

(イ) 一般基準

適用される 範囲にある 全ての施設（出入口・廊下・階段・エレベーター・便所・
敷地内の通路・駐車場等）が 対象となります。

(ロ) 移動等 円滑化 経路

高齢者 障がい者等が 自由に 安心して 利用できる経路を 言います。

次の（１）から （３）の 経路のうち それぞれ一以上を 移動等 円滑化
経路に しなければ なりません。

(1) 道等から 利用居室

(2) 車いす使用者用便房から 利用居室

(3) ^{くるま} 車 ^{しようしゃようちゆうしゃしせつ} いす使用者用駐 車施設から ^{りようきよしつ} 利用居室

(ハ) ^{しかくしょうがいしゃ} 視覚障害者 ^{いどうとう} 移動等 ^{えんかつか} 円滑化 ^{けいろ} 経路

^{ふとくてい} 不特定 ^{かつ} かつ ^{たすう} 多数の ^{ひと} 人が ^{りよう} 利用し ^{また} 又は ^{しゆ} 主として ^{しかくしょう} 視覚障がい者 ^{しゃ} が ^{りよう} 利用する

^{けいろ} 経路のことを ^い 言います。

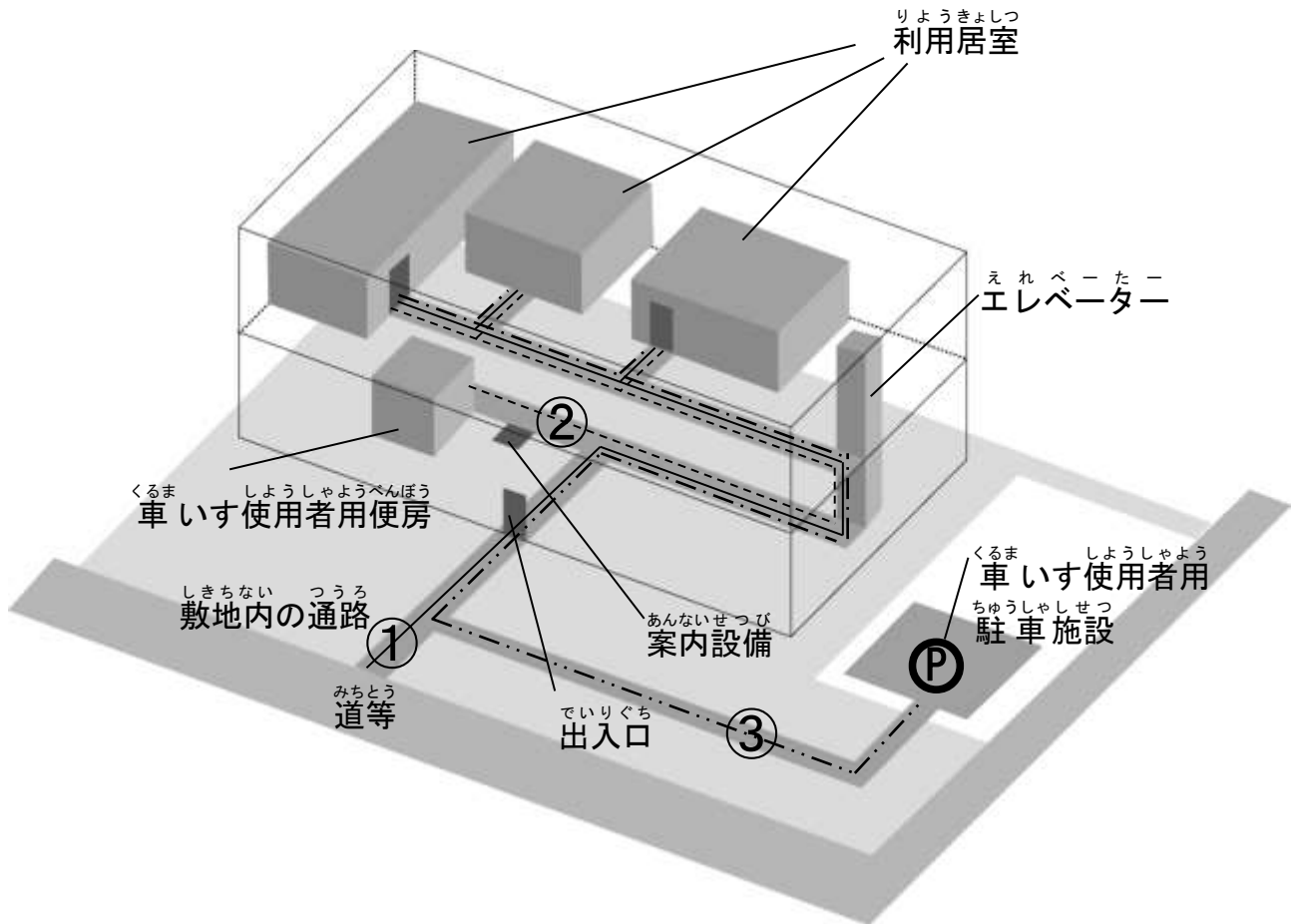
^{つぎ} 次の (1) と (2) の ^{けいろ} 経路のうち ^{すく} 少なくとも ^{ひと} 一つは ^{しかくしょうがいしゃ} 視覚障害者

^{いどうとう} 移動等 ^{えんかつか} 円滑化 ^{けいろ} 経路にしなければなりません。

(1) ^{みちとう} 道等から ^{あんないせつび} 案内設備まで

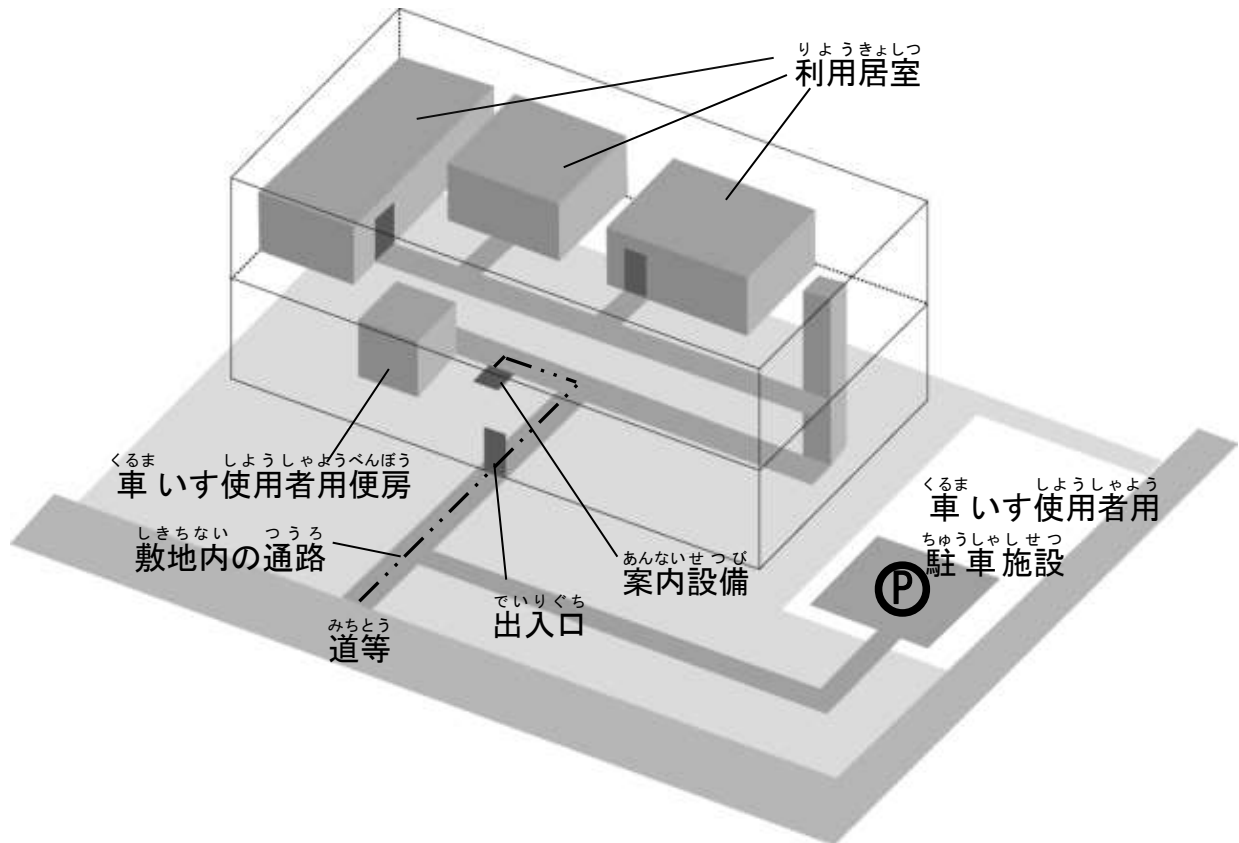
(2) ^{みちとう} 道等から ^{あんないじよ} 案内所まで

◆ 図6 移動等円滑化経路のイメージ



移動等	円滑化	経路	(政令 第18条)
(1)	———	みちとう	道等から 利用居室
(2)	- - - - -	くるま しょうしゃようべんぼう	車いす使用者用便房から 利用居室
(3)	- · - · - · -	くるま しょうしゃようちゅうしゃせつ	車いす使用者用駐車施設から 利用居室

◆^ず図7 ^{しかくしょうがいしゃ}視覚障害者 ^{いどうとう}移動等 ^{えんかつか}円滑化 ^{けいろ}経路の ^{いめーじ}イメージ



^{しかくしょうがいしゃ}視覚障害者 ^{いどうとう}移動等 ^{えんかつか}円滑化 ^{けいろ}経路 (政令 ^{せいれい}第21条・条例 ^{だいいじょう}第24条)

..... ^{みちとう}道等から ^{あんないせつび}案内設備

・わかりやすい情報提供のガイドライン 発行：全国手をつなぐ育成会連合会

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成28年度

(一部 書き加えています)

編集：国土交通省 発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会

・3ページ、15ページ 図

内閣府 公共サービス窓口における配慮マニュアル

(一部 書き加えています)

・4ページ、25ページ 図

国公共交通ガイドライン (一部 書き加えています)

・10ページ 写真6 阪急電気鉄道株式会社

・10ページ 写真7 西日本旅客鉄道株式会社

・21ページ コミュニケーションボード セイフティーネットプロジェクト横浜

・30ページ 写真 京阪電気鉄道株式会社

おおさかふ けんちくぶ けんちくしどうしつ けんちくきかくか ふくし せいしんぐふーぶ
大阪府建築部 建築指導室 建築企画課 福祉のまちづくり推進グループ

〒559-8555 おおさかしずみの なく なんごうきた さきしまちようしや こすもたわー かい
大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階

でんわばんごう ふあつくすばんごう
電話番号 06 (6210) 9717 / FAX 番号 06 (6210) 9714

めーるあどれす
メールアドレス kenchikushido-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

ほーむぺーじ
ホームページ http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html

(おおさかのあたりまえ / 福祉のまちづくり)